

令和3年度

## 決算審査意見書等説明資料

広島県歳入歳出決算審査意見書

広島県基金運用状況審査意見書

広島県公営企業決算審査意見書

健全化判断比率審査意見書

資金不足比率審査意見書

広島県監査委員



# 目 次

## 令和3年度広島県歳入歳出決算審査意見書（概要）

第1 審査の概要	1
1 審査の対象	1
2 審査の趣旨	1
3 審査の実施内容	1
第2 審査意見	1
1 審査の結果	1
2 総括意見	1
3 留意改善を要する事項	2

## 令和3年度広島県基金運用状況審査意見書（概要）

1 審査の対象	6
2 審査の趣旨	6
3 審査の実施内容	6
4 審査の結果及び意見	6
5 運用の状況	6

## 令和3年度広島県公営企業決算審査意見書（概要）

1 審査の対象	7
2 審査の趣旨	7
3 審査の実施内容	7
4 審査の結果	7

## 《事業会計別》

1 広島県病院事業会計	8
2 広島県工業用水道事業会計	10
3 広島県土地造成事業会計	11
4 広島県水道用水供給事業会計	12
5 広島県流域下水道事業会計	14

令和3年度健全化判断比率審査意見書（概要）

1 審査の対象	16
2 審査の趣旨	16
3 審査の実施内容	16
4 審査の結果	16
5 健全化判断比率の状況	16

令和3年度資金不足比率審査意見書（概要）

1 審査の対象	17
2 審査の趣旨	17
3 審査の実施内容	17
4 審査の結果	17
5 資金不足比率の状況	17

## 令和3年度広島県歳入歳出決算審査意見書（概要）

### 第1 審査の概要（意見書 P1）

#### 1 審査の対象

広島県一般会計及び広島県証紙等特別会計など11の特別会計

#### 2 審査の趣旨

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の審査に当たっては、決算その他関係書類が法令等に適合し、かつ計数は正確であるか、予算は議決の趣旨にのっとり合理的かつ効率的に執行されているか、会計経理事務は関係法規等に準拠して適正に行われているか、財産の管理は適正になされているか、などの点に主眼をおき、広島県監査委員監査基準に準拠して実施した。

#### 3 審査の実施内容

知事から提出された決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類等との照合確認を行うとともに、関係当局の説明を聴取し、既に実施した監査、検査の結果も参考にして慎重に行った。

### 第2 審査意見

#### 1 審査の結果（意見書 P2）

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された一般会計及び11の特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、法令等に適合し、いずれもその計数が正確であると認められた。

また、一般会計及び特別会計に係る予算の執行、会計経理事務の処理、財産の管理などについては、一部に留意改善を要する事項があるものの、議決の趣旨、関係法令等にのっとり、おおむね適正と認められた。

#### 2 総括意見（意見書 P2～4）

##### ○ 決算の状況

##### 【一般会計】

（単位：円，％）

区分	令和2年度	令和3年度	増減額	対前年度比
歳入	1,203,465,098,544	1,348,528,054,377	145,062,955,833	112.1
歳出	1,170,473,507,380	1,319,832,929,965	149,359,422,585	112.8
差引	32,991,591,164	28,695,124,412	△4,296,466,752	87.0

**【特別会計】**

(単位：円，%)

区分	令和2年度	令和3年度	増減額	対前年度比
歳入	558,534,997,753	552,843,707,105	△5,691,290,648	99.0
歳出	537,473,423,796	535,807,093,743	△1,666,330,053	99.7
差引	21,061,573,957	17,036,613,362	△4,024,960,595	80.9

**○ 本県の財政状況**

財政構造の持続可能性を判断する指標である将来負担比率は196.6%と、前年度を19.1ポイント下回り、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率も87.6%と、前年度を5.9ポイント下回っている。

しかしながら、高齢化の進展等による社会保障関係費の増加や公債費の高止まりが続く中、平成30年7月豪雨災害への対応などにより、一段と厳しい状況になっており、今後、様々な情勢が不透明な中においては、非常に厳しい財政状況が続くことが見込まれる。

**○ 総括意見**

今後とも、将来負担額の縮減に努めるとともに、県民に対する事業成果等の説明責任に留意しつつ、次に掲げる事項について、継続的な点検と一層の改善を求める。

**3 留意改善を要する事項****(1) 県勢発展に必要な施策を安定して推進できる財政運営 (意見書 P5～6)**

本県では、県勢発展に必要な施策を安定して推進できる、しなやかな財政運営を行っていくため、「中期財政運営方針(令和3年度～令和7年度)」を策定し、この計画に基づき、経営資源の最適配分に向けた取組や県税の徴収強化の取組等を進めている。

しかしながら、実質的な県債残高は、令和3年度末で1兆2,084億円余となり、前年度に比べ20億円余増加し、県債全体の残高は、令和3年度末で2兆4,890億円余となり、前年度に比べ276億円余増加している。

今後、非常に厳しい財政状況が続くことが見込まれることから、県勢発展に必要な施策を安定して推進していくため、「中期財政運営方針(令和3年度～令和7年度)」に掲げる取組を着実に実施し、将来負担比率の抑制に努める必要がある。

なお、県債残高の約3割を占める臨時財政対策債の償還財源は、後年度の地方交付税に反映される仕組みではあるが、国の財政状況が厳しい中、将来にわたり交付税措置が確実に行われるか懸念されることから、臨時財政対策債の廃止や地方交付税の法定率の引き上げを含めた地方交付税制度の抜本的な見直し及び償還財源の確保について、引き続き国に対し要望していく必要がある。

## (2) 収入未済の早期解消と不納欠損の適正処分 (意見書 P6～9)

### ア 収入未済額の縮減と新規滞納の発生防止

一般会計及び特別会計の収入未済額は、63億1,699万円余で、滞納整理の促進や滞納発生の未然防止などの取組を着実に実施した結果、前年度に比べ15億7,307万円余、19.9%の減となっている。

引き続き収入未済の発生を抑制する取組を着実に進めるとともに、発生した収入未済については、債権の特性に応じた取組をより一層効果的に進めていく必要がある。

#### (ア) 県税

- ① 県税の収入未済額は、41億8,947万円余(滞納処分停止中の1億8,370万円余及び徴収猶予中の9億9,039万円余を含む。)で、前年度に比べ14億9,755万円余、26.3%減少し、収入率は98.7%と、前年度に比べ0.5ポイント上昇している。

引き続き、徴収対策の一層の推進に努めるとともに、徴税コストの縮減につながる取組について、検討する必要がある。

- ② 県税の収入未済額の57.7%を占めている個人県民税の収入未済額は、24億1,924万円余で、前年度に比べ2億7,151万円余、10.1%減少している。

個人県民税の徴収対策として進めてきた直接徴収や併任徴収による滞納整理の取組効果を検証しつつ、収入未済の早期解消に努めるとともに、特別徴収の徹底に向けては、市町と連携を図りながら、県の果たすべき役割を不断に実施していく必要がある。

#### (イ) 県税以外

- ① 税外債権の収入未済額の縮減・整理については、令和3年度から令和7年度までの5年間の中期(縮減)目標を設定し、広島県債権管理会議における取組方針に基づき、組織的債権管理や滞納債権発生防止など、債権の適正管理や債権管理の高度化・効率化に向けた取組を推進している。

中期(縮減)目標では、令和3年度から令和7年度までの5年間で、2億円の縮減を掲げており、達成に向けて、組織的な取組を引き続き進めていく必要がある。

- ② 県税及び県税に係る確定延滞金等を除く一般会計の収入未済額は、5億9,491万円余で、前年度に比べ1,524万円余の減となっているが、依然として多額であるため、本庁と地方機関が一体となり、収入未済の解消に向けて、一層努めていく必要がある。
- ③ 特別会計の収入未済額は、14億2,027万円余で、前年度に比べ5,918万円余の減となっているが、依然として多額であるため、各債権管理マニュアル等に基づき、適正な債権管理に努めるとともに、収入未済の解消に向けて、一層努めていく必要がある。

#### 【収入未済額の状況】

(単位:円,%)

区分	令和2年度	令和3年度	増減額	対前年度比
一般会計	6,410,607,623	4,896,717,039	△1,513,890,584	76.4%
特別会計	1,479,459,157	1,420,275,703	△59,183,454	96.0%
計	7,890,066,780	6,316,992,742	△1,573,074,038	80.1%

## イ 不納欠損の適正処分

一般会計及び特別会計の不納欠損額は、3億8,771万円余で、前年度に比べ5,438万円余の増となっている。

不納欠損処分は、債権を消滅させるものであるため、債務者の所在や資産等の状況を十分調査するとともに、時効更新の措置を講じるなど、適切な債権管理を行ったうえで慎重に判断する必要がある一方、可能な措置を講じてもお回収が見込めない債権の管理を継続することは、事務の効率性を損なうものでもあることから、県民に対して説明責任が果たせるよう、債権の特性に応じて債権管理状況等を十分検証するとともに、適法性や公平性を確保したうえで、適正に行う必要がある。

### (3) 財務に関する適正な事務処理の徹底 (意見書 P10)

本県の財務に関する事務については、令和2年度から「広島県の内部統制に関する方針」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っている。この内部統制の取組を評価した「令和3年度広島県内部統制評価報告書」によると、令和3年度についても運用上の重大な不備を把握したため、内部統制は有効に運用されていないと判断されたところである。

また、令和3年度の定例監査において、これまでの決算審査意見書や監査委員意見書などにおいて適正化を求めてきた契約に係る事務などについて、依然として不適正な処理が見受けられた。

更に、公有財産の異動について適正な事務処理に係る周知が図られているにも関わらず、本年度の決算審査過程において、公有財産の所管課による財産の異動(取得、管理及び処分)に伴う財産台帳への登録が正確に行われていない事例が複数見受けられるなど、財務に関する事務について適正な処理が徹底されているとは言えない状況にある。

については、実効性のある内部統制を実践し、不適正な事務処理の未然防止や早期発見・是正の取組を推進するとともに、不適正事案の発生要因を踏まえた適切な対策を講じるなど適正な事務処理の徹底を図り、適切かつ効率的な業務遂行に努める必要がある。

### (4) 財産の適正管理 (意見書 P10~11)

#### ア ファシリティマネジメントの推進

県では、令和3年11月に「広島県公共施設等マネジメント方策」を全部改訂し、県有資産のマネジメントに取り組むとされたところであり、全庁的な共通認識のもと、施設を必要なサービス水準で安全に維持していくため、県有施設全体の最適化を図り、最少の経費で最大の効果をもたらす取組を一層進めていく必要がある。

また、全部改定した方策に基づき、施設類型ごとの個別施設計画を策定し、施設総量の最適化や長寿命化などに向けた具体的な取組を着実に進めていく必要がある。

なお、職員宿舎については、これまで、施設総量の最適化に向けて様々な取組が進められてきているが、入居率は低下傾向にあることから、上記の個別施設計画の策定に合わせ、職員宿舎のあり方について検討する必要がある。



## イ 県有施設の安全管理

県有施設の安全管理については、「県有施設安全確保ガイドライン」に基づく安全点検等を実施し、適宜、県有施設の改修等を進めてきた。

将来にわたり、県民の望む施設が安全に利用できるよう、今後とも利用者ニーズの把握や施設コンセプトの見直しを行いながら、県有施設の安全対策の向上に向けて、全庁的に取り組む必要がある。

### (5) 地方公会計制度への対応 (意見書 P11)

国の要請を受け、平成 28 年度決算から統一的な基準による県全体の財務書類を作成・公表している。

統一的な基準による財務書類は、団体間比較を可能とするだけでなく、予算編成や公共施設マネジメントなどに幅広く活用できるものであることから、適正な財務書類の作成・活用に向け、専門的知識を有する職員の人材育成に取り組むとともに、県民への説明責任を果たすため、分かりやすい財務情報の提供に努める必要がある。

## 令和3年度広島県基金運用状況審査意見書（概要）

### 1 審査の対象（意見書 P59）

広島県市町振興基金

### 2 審査の趣旨

広島県市町振興基金の運用状況の審査に当たっては、運用に関する計数は正確であるか、基金の設置目的に応じて確実かつ効率的に運用されているか、などの点に主眼をおき、広島県監査委員監査基準に準拠して実施した。

### 3 審査の実施内容

知事から提出された運用状況報告書の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類等との照合確認を行うとともに、関係当局の説明を聴取し、既に実施した監査、検査の結果も参考にして慎重に行った。

### 4 審査の結果及び意見

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された運用状況報告書は、その計数が正確であると認められた。

一方、基金の設置目的である貸付事業は廃止され、また、貸付金の償還も終了しており、運用基金としての実態が失われていることから、基金の必要性を含め、今後のあり方を検討する必要がある。

### 5 運用の状況（意見書 P60）

（単位：円）

区 分	令和2年度末 現 在 高	令和3年度中の異動の状況		令和3年度末 現 在 高
		増	減	
現 金	5,664,098,928	917,167	701,116,065	4,963,900,030
貸 付 金	0	0	0	0
計	5,664,098,928	917,167	701,116,065	4,963,900,030

※ 貸付事業は、平成22年3月31日で廃止され、償還は令和2年度に終了している。

## 令和3年度広島県公営企業決算審査意見書（概要）

### 1 審査の対象（意見書 P 1）

広島県病院事業会計

広島県工業用水道事業会計

広島県土地造成事業会計

広島県水道用水供給事業会計

広島県流域下水道事業会計

### 2 審査の趣旨

公営企業決算の審査に当たっては、決算その他関係書類が法令等に適合し、かつ計数は正確であるか、事業の運営が地方公営企業法第3条（経営の基本原則）の趣旨に従って行われたか、それぞれの事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、などの点に主眼をおき、広島県監査委員監査基準に準拠して実施した。

### 3 審査の実施内容

知事から提出された決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類等との照合確認を行うとともに、関係当局の説明を聴取し、既に実施した監査、検査の結果も参考にして慎重に行った。

### 4 審査の結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された5事業会計の決算書及び附属書類は、法令等に適合し、いずれもその計数が正確で、経営成績及び財政状態は適正に表示されていた。

また、事業の運営については、一部改善を要する事項があったものの、経営の基本原則の趣旨に従って行われており、おおむね適正と認められた。

## 《事業会計別》

### 1 広島県病院事業会計（意見書 P3～8）

#### （1）決算の概要

（単位：円）

区 分	令和2年度	令和3年度	増減額
総収益	27,444,222,493	29,584,877,891	2,140,655,398
総費用	26,845,065,662	26,916,153,675	71,088,013
純利益	599,156,831	2,668,724,216	2,069,567,385

令和3年度の純利益は、前年度と比べ増加しており、この主な要因は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）対策に係る他会計補助金の繰入に伴う医業外収益の増加により、経常利益が増加したことによるものである。

#### （2）審査意見

第6次経営計画の期間再延長版に基づいて取組を着実に実施するとともに、新型コロナへの対応を図りつつ、地域における良質な医療の確保が図られ、持続的な病院運営が可能となるよう、次の点について重点的に取り組まれない。

##### ア 地域医療構想等を踏まえた役割の強化

地域医療構想や保健医療計画など県の医療政策に合わせて、県立病院としての役割を発揮し、県民が安心して保健医療サービスを受けられるように努めること。また、それぞれに担うべき役割や医療機能に応じた医療人材の確保に取り組むこと。

##### （ア）広島病院

県全体を視野に入れた政策医療の中心的役割である県の基幹病院として、地域の医療機関との機能分化・連携のもと、高度急性期医療機関としての役割を果たすため、高度専門医療の機能強化等により一層取り組むこと。

##### （イ）安芸津病院

二次救急輪番制病院としての役割を果たすとともに、関係機関との連携を強化し、在宅療養支援の充実や在宅復帰支援など地域包括ケアシステムの質の向上に取り組むこと。

##### イ 経営基盤の強化

新型コロナの影響により激減した患者数は、徐々に回復しつつあるものの、医業損益の赤字が前年度より拡大しており、病院経営に与える影響は引き続き深刻であることから、新型コロナが収束した後の対策も見据えて、次の点に留意し、より一層の経営基盤の強化に努めること。

##### （ア）経営力の強化

令和3年度は、新型コロナ対策に係る一般会計補助金の繰入が大幅に増加したことにより資金収支はプラスとなったが、会計全体の資金収支バランスについて十分に留意し、有形固定資産への投資判断を行うとともに、資金収支の改善に向けた取組を進めること。

また、次期計画の策定に当たっては、事業を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、医療機能を強化するための機器更新や導入など、将来の資金需要の的確な把握に努めるとともに、より長期の資金収支見通しに基づいて、財務面における課題解決が図られるよう検討を進めること。

#### (イ) 医業収益の確保

新型コロナの影響下においては、新規入院患者の獲得などの増収対策に積極的に取り組むことは困難な状況であるが、新型コロナ対策を図りつつ、可能な限り、期間再延長版の計画に基づき、両病院の強みや特色を生かして医業収益の確保に取り組むこと。

#### (ウ) 費用合理化対策

材料費の増加傾向や人件費について、全国的な動向を注視しつつ、医業費用の構成比率の検証や類似病院との比較分析を行ったうえで、持続可能な病院経営に向けた費用合理化対策に努めること。特に、類似病院との比較において、費用のうち、人件費をはじめとする医業収益比率の合理化・効率化が進んでいない経営指標の改善に向けて更なる取組を行うこと。

#### (エ) 未収金対策の強化

外部委託などによる債権回収業務に着実に取り組むとともに、滞納期間が長期化するほど回収が困難になることを踏まえ、新規の未収金発生の抑制や公費助成案内などの初期対応について、より一層注力すること。

また、診療報酬の請求事務に当たっては、審査支払機関からのレセプト返戻後、速やかに再請求を行うなど、未収金の長期化防止対策の強化を図るとともに、審査支払機関による査定減の発生を可能な限り削減するよう取り組むこと。

### ウ 危機管理対応力の強化

#### (ア) 災害医療

広島病院については、引き続き基幹災害拠点病院として、DMAT隊の派遣や被災患者の受入など、災害時における継続的・効果的な医療の提供等に努めること。

また、両病院において策定済みの業務継続計画が有効に機能するように、病院事業局全体で、平時において取り組むこと。

#### (イ) 施設の耐震化

安芸津病院旧棟の耐震化に係る基本構想・計画の策定に当たっては、地域の医療ニーズを踏まえたうえで経営の安定化が図られるようなものとする。

#### (ウ) 設備等の防災対策

基幹災害拠点病院に求められる機能と役割を災害時においても効果的に発揮するため、浸水想定区域内に立地している広島病院については、浸水被害に対する備えが必要であることから、老朽化した施設・設備等の計画的な更新について考慮しつつ、設備等の中長期的な防災対策に取り組むこと。

## 2 広島県工業用水道事業会計（意見書 P29～33）

### （1）決算の概要

（単位：円）

区 分	令和2年度	令和3年度	増減額
総収益	2,791,305,083	2,824,890,381	33,585,298
総費用	2,490,140,199	2,519,740,267	29,600,068
純利益	301,164,884	305,150,114	3,985,230

令和3年度の純利益は、前年度と比べ増加しており、この主な要因は、減価償却費の増加などにより営業費用が増加したものの、退職給付引当金戻入益の増加などにより営業外収益が増加したことによるものである。

### （2）審査意見

良質な水の安定供給を継続するとともに、今後の給水収益の減少、施設の更新需要の増加などの様々な課題に対応し、水道事業の統合により将来にわたって持続可能な水道事業の実現が図られるよう、次の点について重点的に取り組まれない。

#### <企業団移行までの業務遂行>

##### ア ビジョン空白期間における水道事業の取組

企業団へ移行するまでの残りの期間においても、「広島県営水道ビジョン」で掲げる経営方針に沿って、引き続き、効率的な企業経営の実現が図られるよう、必要な取組を不断に実施すること。

##### イ 企業団への移行に向けた準備

令和4年11月の企業団設立及び令和5年度からの事業開始に向けて準備が進められているところであるが、引き続き、構成団体等と十分調整し、統合に向けた準備を進めていくこと。また、参画が予定されていない市町とも、広島県水道広域連携推進方針に沿って十分に連携を図ること。

#### <企業団移行後の円滑な業務遂行>

##### ア 水道施設・設備の適正な維持管理と経費の縮減

広域のかつ効率的な観点で地域の特性に応じた施設・設備の最適化を図ることが重要な課題であることから、令和4年7月に策定した事業計画を踏まえつつ、次の点について留意して、企業団移行後の事業運営の効率化や経営基盤の強化に向けた具体的な取組を検討すること。

- 施設・設備更新について、ライフサイクルコストの最適化を図ること。
- 早急に更新が必要と見込まれる管路について、適宜、更新のペースアップを図ること。
- 施設・設備のダウンサイジング（廃止・統廃合）やスペックダウン（性能の合理化）など、水需要に見合った適切な規模に見直すことで、更新投資額の縮減を図ること。
- 上下水道DX（デジタルトランスフォーメーション）の効果的な推進を図ること。

## イ 公民共同企業体の運営状況の検証

水道施設の運転・維持管理等に係る指定管理者制度を導入後、令和4年度で2期目が終了することから、水道管理技術の継承や経費の縮減など、制度導入による効果を検証し、企業団移行後における公民共同企業体の在り方や水道施設の管理運営手法等を検討すること。

## ウ 危機管理体制の構築と自然災害対策等の推進

自然災害による大規模な断水被害や施設・設備の老朽化による漏水事故の教訓に加え、平成30年7月豪雨災害における初動・応急対応に関する検証結果を踏まえながら、企業団として、構成団体や指定管理者等と連携した危機管理体制を構築すること。

また、今後起こり得る大規模な地震・豪雨等の自然災害や事故等による被害を最小限に抑えるため、企業団の事業計画に基づき、水道施設の強靱化など危機管理対策の取組を着実に実施すること。

## 3 広島県土地造成事業会計（意見書 P51～54）

### （1）決算の概要

（単位：円）

区 分	令和2年度	令和3年度	増減額
総収益	306,852,186	227,210,231	△79,641,955
総費用	300,326,255	325,021,318	24,695,063
純利益（純損失）	6,525,931	△97,811,087	△104,337,018

令和3年度は純損失が生じており、この主な要因は、土地分譲の増加などにより、営業利益が改善したものの、前年度に発生した土地売買契約締結の辞退に伴う違約金収入が皆減し、特別利益が減少したことによるものである。

### （2）審査意見

土地分譲収入で企業債を全額償還するのは困難な状況であり、令和4年2月の資金収支見通しによれば、令和4年度から約23億円の資金不足が発生し、企業債の最終償還年度である令和13年度末時点における累積資金不足額が約180億円となる見通しとなっている。

こうした状況を踏まえ、造成部門と営業部門を一元化したことによる効果を發揮して、次の点について重点的に取り組まれない。

#### <短期的な取組>

##### 長期未収債権の回収

債務者の経営状況等に応じ一定の回収は進められているが、未収債権額は依然多額であることから、引き続き債務者の経営状況の把握や債務者との協議などにより、速やかな回収に努め、財政状態の改善や今後の企業債償還資金の確保を図ること。

## <長期的な取組>

### ア 企業債の償還財源の確保

土地造成事業会計における企業債償還に係る資金不足に対応するため、一般会計から基金への積み立てが行われているが、県民負担を最小にするため次の点に取り組み、企業債の償還財源の確保に努めること。

#### (ア) 土地の分譲促進

当年度の土地分譲実績は、前年度に比べ分譲面積が 8,233.3 m<sup>2</sup>増加し、13,240.98 m<sup>2</sup>となっており、久井工業団地が完売するなど分譲促進の取組に一定の成果は認められるものの、令和2年度及び令和3年度に完成した本郷産業団地は未分譲となっている。

未分譲地については、引き続き、関係市町等と連携して、企業ニーズに対応した誘致活動を行い、より一層早期分譲に努めること。

なお、立地協定を締結しているものの、未だ契約締結に至っていない区画については、引き続き相手先企業との協議を進め、早期分譲に向け取組を強化すること。

#### (イ) 未着手用地の活用策の検討

未着手用地については、一部において、大規模太陽光発電事業用地として活用されているが、今後も、立地条件等の分析を詳細に行うとともに、未着手用地の保有及び管理に係る経費負担などの経済性・効率性の観点からも十分に検討を行い、関連市町と積極的に連携・調整を図り、土地の特性に見合った利活用や将来の事業化の可能性について、速やかに方針を決定し、対応を進めること。

### イ 事業リスクの適切な評価

企業立地を巡る環境については、企業ニーズの多様化・複雑化が進んでおり、また、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、社会経済情勢は大きく変化している。

これらの状況や県の厳しい財政状況を踏まえ、企業ニーズをより適切に把握するとともに、事業推進の判断基準となるリスクを適切に評価し、今後の方針を検討すること。

## 4 広島県水道用水供給事業会計（意見書 P73～77）

### (1) 決算の概要

(単位:円)

区 分	令和2年度	令和3年度	増減額
総収益	10,781,979,714	10,682,902,719	△99,076,995
総費用	8,410,875,525	8,434,030,888	23,155,363
純利益	2,371,104,189	2,248,871,831	△122,232,358

令和3年度の純利益は、前年度に比べ減少しており、この主な要因は、給水収益等の営業収益が減少したことや、総係費などの営業費用が増加したことによるものである。



## (2) 審査意見

安心・安全な水の安定供給を継続するとともに、今後の給水収益の減少、施設の更新需要の増加などの様々な課題に対応し、水道事業の統合により将来にわたって持続可能な水道事業の実現が図られるよう、次の点について重点的に取り組まれない。

### <企業団移行までの業務遂行>

#### ア ビジョン空白期間における水道事業の取組

企業団へ移行するまでの残りの期間においても、「広島県営水道ビジョン」で掲げる経営方針に沿って、引き続き、効率的な企業経営の実現が図られるよう、必要な取組を不断に実施すること。

#### イ 企業団への移行に向けた準備

令和4年11月の企業団設立及び令和5年度からの事業開始に向けて準備が進められているところであるが、引き続き、構成団体等と十分調整し、統合に向けた準備を進めていくこと。また、参画が予定されていない市町とも、広島県水道広域連携推進方針に沿って十分に連携を図ること。

### <企業団移行後の円滑な業務遂行>

#### ア 水道施設・設備の適正な維持管理と経費の縮減

広域的かつ効率的な観点で地域の特性に応じた施設・設備の最適化を図ることが重要な課題であることから、令和4年7月に策定した事業計画を踏まえつつ、次の点について留意して、企業団移行後の事業運営の効率化や経営基盤の強化に向けた具体的な取組を検討すること。

- 施設・設備更新について、ライフサイクルコストの最適化を図ること。
- 早急に更新が必要と見込まれる管路について、適宜、更新のペースアップを図ること。
- 施設・設備のダウンサイジング（廃止・統廃合）やスペックダウン（性能の合理化）など、水需要に見合った適切な規模に見直すことで、更新投資額の縮減を図ること。
- 上下水道DX（デジタルトランスフォーメーション）の効果的な推進を図ること。

#### イ 公民共同企業体の運営状況の検証

水道施設の運転・維持管理等に係る指定管理者制度を導入後、令和4年度で2期目が終了することから、水道管理技術の継承や経費の縮減など、制度導入による効果を検証し、企業団移行後における公民共同企業体の在り方や水道施設の管理運営手法等を検討すること。

#### ウ 危機管理体制の構築と自然災害対策等の推進

自然災害による大規模な断水被害や施設・設備の老朽化による漏水事故の教訓に加え、平成30年7月豪雨災害における初動・応急対応に関する検証結果を踏まえながら、企業団として、構成団体や指定管理者等と連携した危機管理体制を構築すること。

また、今後起こり得る大規模な地震・豪雨等の自然災害や事故等による被害を最小限に抑えるため、企業団の事業計画に基づき、水道施設の強靱化など危機管理対策の取組を着実に実施すること。

## 5 広島県流域下水道事業会計（意見書 P95～99）

### （1）決算の概要

（単位：円）

区 分	令和2年度	令和3年度	増減額
総収益	8,122,902,764	8,110,238,445	△12,664,319
総費用	8,014,849,445	8,051,923,735	37,074,290
純利益	108,053,319	58,314,710	△49,738,609

令和3年度の純利益は、前年度に比べ減少しており、この主な要因は、市町からの負担金の増加により営業収益が増加したものの、長期前受金戻入などの営業外収益が減少したことによるものである。

### （2）審査意見

将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、今後の処理水量の減少による処理施設稼働率の低下、汚水処理施設の老朽化の進行などの課題に対応し、公衆衛生の向上と公用水域の水質保全に向けて、一層効率的な企業経営が求められる。

このため、経営の基本計画である「経営戦略」を策定したうえで、次の点について重点的に取り組まれない。

#### <短期的な取組>

##### ア 広島県汚水適正処理構想に基づく取組

広域的かつ長期的な観点から、県全体の適正な汚水処理の方向性を整理した「広島県汚水適正処理構想」の目標達成に向けて、引き続き、流域関連市町等と調整を図りながら、流域下水道事業として果たすべき役割を着実に実施すること。

##### イ 経営比較分析表の活用

総務省の要請に基づき、「経営比較分析表」を策定・公表しているところであるが、公営企業の経営及び施設の状況を表す経営指標により、経年比較や他の公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことで、経営の現状や課題をよりの確かつ簡明に把握できることから、これを、今後の経営の在り方や経営戦略の検討に積極的に活用すること。

#### <長期的な取組>

##### ア 流域下水道施設・設備の適正な維持管理と経費の縮減

今後10年間の収支見通しによると、事業全体では黒字を維持する見込みであるものの、将来的に、減価償却費等に見合う収益の不足や施設・設備の老朽化に伴う更新費用の増加などにより、経営環境が厳しくなることも予想されることから、適正な維持管理や設備投資を行い、安定した経営を維持していくことが不可欠である。

このため、「広島県下水道事業広域化・共同化計画」の内容も踏まえつつ、特に次の点に留意し、事業運営の効率化や経営基盤の強化に向けた取組を着実に推進すること。

- 施設・設備更新については、ストックマネジメント（資産管理）の確実な実践により、劣化の状況等を確認し、安全性が確保される場合は更新時期を見直すなど、ライフサイクルコストの最適化を図ること。
- 処理水量の減少が確実視される中、一定程度の災害対応能力を確保し、施設・設備のダウンサイジング（廃止・統廃合）やスペックダウン（性能の合理化）など、処理水量に見合った適切な規模に見直すことで、更新投資額の縮減を図ること。
- 業務委託している施設の維持管理については、維持管理が適正かつ効果的に行われるよう、適宜委託内容を見直すとともに、業務の効率性や費用対効果などを継続的に検証すること。

#### **イ 危機管理体制の見直しと自然災害対策等の推進**

東日本大震災における地震・津波被害や平成 30 年 7 月豪雨災害における洪水被害などを教訓に、今後起こり得る大規模な地震・豪雨等の自然災害や事故等による被害を最小限に抑えるため、引き続き、県下水道公社と連携した危機管理体制について、適宜必要な見直しを行い、流域関連市町等との情報共有や協力体制の構築を進めるとともに、「社会資本総合整備計画」や「広島県汚水適正処理構想」に基づく流域下水道施設の防災・減災対策の取組を着実に実施すること。

#### **ウ 広域化・共同化計画の推進**

「広島県下水道事業広域化・共同化計画」に基づき、持続可能な事業運営の確保に向け、県内市町等と十分な協議・調整を行いながら、施設の広域化や維持管理の共同化、危機管理の共同化などの具体的な取組を進めていくこと。

#### **エ 資源・エネルギーの利活用の促進**

今後とも、全国的な取組状況も参考にしながら、流域下水道施設の有する資源・エネルギーの利活用に努めていくこと。

## 令和3年度健全化判断比率審査意見書（概要）

### 1 審査の対象（意見書 P 1）

実質赤字比率, 連結実質赤字比率, 実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）

### 2 審査の趣旨

健全化判断比率の審査に当たっては, 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が, 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に従って適正に作成されているか, などの点に主眼を置き, 広島県監査委員監査基準に準拠して実施した。

### 3 審査の実施内容

知事から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数を点検し, 関係諸帳簿及び証拠書類等との照合確認を行うとともに, 関係当局から説明を聴取するなどの方法により慎重に行った。

### 4 審査の結果

上記のとおり審査した限り, 重要な点において, 審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は, いずれも法令等の趣旨に従って適正に作成されているものと認められた。

### 5 健全化判断比率の状況（意見書 P 2）

区 分	令和3年度	前年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	— %	3.75%	5.0 %
連結実質赤字比率	— %	— %	8.75%	15.0 %
実質公債費比率	13.5%	13.1 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	196.6%	215.7 %	400.0 %	

## 令和3年度資金不足比率審査意見書（概要）

### 1 審査の対象（意見書 P 3）

病院事業会計，工業用水道事業会計，土地造成事業会計，水道用水供給事業会計，流域下水道事業会計及び港湾特別整備事業費特別会計の資金不足比率

### 2 審査の趣旨

資金不足比率の審査に当たっては，各公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が，「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に従って適正に作成されているか，などの点に主眼を置き，広島県監査委員監査基準に準拠して実施した。

### 3 審査の実施内容

知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数を点検し，関係諸帳簿及び証拠書類等との照合確認を行うとともに，関係当局から説明を聴取するなどの方法により慎重に行った。

### 4 審査の結果

上記のとおり審査した限り，重要な点において，審査に付された各公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は，いずれも法令等の趣旨に従って適正に作成されているものと認められた。

### 5 資金不足比率の状況（意見書 P 4）

区 分	令和3年度	前年度	経営健全化基準
病院事業会計	— %	— %	20.0 %
工業用水道事業会計	— %	— %	20.0 %
土地造成事業会計	— %	— %	20.0 %
水道用水供給事業会計	— %	— %	20.0 %
流域下水道事業会計	— %	— %	20.0 %
港湾特別整備事業費特別会計	— %	— %	20.0 %

(参考)

### 健全化判断比率及び資金不足比率の対象範囲



